

監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」の改正について

2019年6月12日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準委員会報告書315</p> <p>企業及び企業環境の理解を通じた 重要な虚偽表示リスクの識別と評価</p> <p style="text-align: right;"> <u>2011年</u> 12月 22日 改正 <u>2015年</u> 5月 29日 最終改正 <u>2019年</u> 6月 12日 日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第38号) </p>	<p>監査基準委員会報告書315</p> <p>企業及び企業環境の理解を通じた 重要な虚偽表示リスクの識別と評価</p> <p style="text-align: right;"> 平成<u>23年</u> 12月 22日 改正 平成<u>27年</u> 5月 29日 日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第38号) </p>
<p>目 次</p> <p style="text-align: right;">項番号</p> <p>I 本報告書の範囲及び目的 (省 略)</p> <p>II 要求事項 (省 略)</p> <p>2. 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解 (省 略)</p> <p>(2) 内部統制 11</p>	<p>目 次</p> <p style="text-align: right;">項番号</p> <p>I 本報告書の範囲及び目的 (省 略)</p> <p>II 要求事項 (省 略)</p> <p>2. 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解 (省 略)</p> <p>(2) 内部統制 11</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>内部統制の理解の内容と程度</u> 12</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>内部統制の構成要素</u> 統制環境 13</p>

新	旧
(省 略)	(省 略)
4. 監査調書 31	4. 監査調書 31
Ⅲ 適用指針	Ⅲ 適用指針
1. リスク評価手続とこれに関連する活動..... A1	1. リスク評価手続とこれに関連する活動 A1
(1) 経営者、 <u>内部監査人及び</u> その他の企業構成員への質問..... A6	(1) 経営者 <u>と</u> その他の企業構成員への質問 A6
(2) 分析的手続 <u>A13</u>	(2) 分析的手続 <u>A7</u>
(3) 観察及び記録や文書の閲覧 <u>A17</u>	(3) 観察及び記録や文書の閲覧 <u>A11</u>
(4) 過年度に入手した情報 <u>A18</u>	(4) 過年度に入手した情報 <u>A12</u>
(5) 監査チーム内の討議 <u>A20</u>	(5) 監査チーム内の討議 <u>A14</u>
2. 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解	2. 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解
2-1 企業及び企業環境	2-1 企業及び企業環境
(1) 産業、規制等の外部要因 <u>A23</u>	(1) 産業、規制等の外部要因
	<u>産業</u> <u>A16</u>
	<u>規制</u> <u>A18</u>
	<u>その他の外部要因</u> <u>A20</u>
(2) 企業の事業活動等 <u>A28</u>	(2) 企業の事業活動等 <u>A21</u>
(3) 特別目的事業体 <u>A31</u>	(3) 特別目的事業体 <u>A24</u>
(4) 企業の会計方針の選択 <u>及び</u> 適用..... <u>A33</u>	(4) 企業の会計方針の選択 <u>と</u> 適用 <u>A26</u>
(5) 企業目的及び戦略並びにこれらに関連する事業上のリスク.... <u>A34</u>	(5) 企業目的及び戦略並びにこれらに関連する事業上のリスク.... <u>A27</u>
(6) 企業の業績の測定と検討 <u>A40</u>	(6) 企業の業績の測定と検討 <u>A33</u>
2-2 内部統制 <u>A46</u>	2-2 内部統制 <u>A39</u>

新	旧
(1) 内部統制の一般的な性質と特性..... A48	(1) 内部統制の一般的な性質と特性 <u>内部統制の意義</u> A41 <u>内部統制の限界</u> A43 <u>内部統制の構成要素への分割</u> A48 <u>監査人のリスク評価に関連する手作業による又は自動化された内部統制の特徴</u> A50
(2) 監査に関連する内部統制 A64	(2) 監査に関連する内部統制 A57
(3) 内部統制の理解の内容と程度 A69	(3) 内部統制の理解の内容と程度 A62
(4) 内部統制の構成要素－統制環境..... A72	(4) 内部統制の構成要素－統制環境 A65 <u>統制環境の各要素に対する監査証拠</u> A67 <u>重要な虚偽表示リスクの評価に統制環境が与える影響</u> A68
(5) 内部統制の構成要素－企業のリスク評価プロセス..... A83	(5) 内部統制の構成要素－企業のリスク評価プロセス A75
(6) 内部統制の構成要素－財務報告に関連する情報システム（関連する業務プロセスを含む。）と伝達 A85	(6) 内部統制の構成要素－財務報告に関連する情報システム（関連する業務プロセスを含む。）と伝達 <u>財務報告に関連する情報システム（関連する業務プロセスを含む。）</u> A77 <u>仕訳入力</u> A78 <u>関連する業務プロセス</u> A80 <u>伝達</u> A82
(7) 内部統制の構成要素－統制活動..... A94	(7) 内部統制の構成要素－統制活動 A84
(8) 内部統制の構成要素－監視活動..... A105	(8) 内部統制の構成要素－監視活動 A94
(8) 内部統制の構成要素－監視活動..... A105	<u>内部監査機能</u> A97 <u>監視活動に利用されている情報の情報源</u> A100
3. 重要な虚偽表示リスクの識別と評価	3. 重要な虚偽表示リスクの識別と評価
(1) 財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクの評価..... A117	(1) 財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクの評価 A101
(2) アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクの評価..... A121	(2) アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクの評価 A105

新	旧
(3) アサーションの利用 A122 (4) 重要な虚偽表示リスクの識別のプロセス..... A126 (5) 内部統制とアサーションの関連..... A131 (6) 特別な検討を必要とするリスク..... A135 (7) 実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠を入手できないリスク A143 (8) リスク評価の修正 A146 4. 監査調書 A147 <div style="text-align: right;">(省 略)</div>	(3) アサーションの利用 A106 (4) 重要な虚偽表示リスクの識別のプロセス A109 (5) 内部統制とアサーションの関連 A111 (6) 特別な検討を必要とするリスク 特別な検討を必要とするリスクの識別 A114 不正による重要な虚偽表示リスクに係る特別な検討を必要と するリスク A118 特別な検討を必要とするリスクに係る内部統制の理解 .. A119 (7) 実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠を入手できないリスク A122 (8) リスク評価の修正 A125 4. 監査調書 A126 <div style="text-align: right;">(省 略)</div>
《 I 本報告書の範囲及び目的》	《 I 本報告書の範囲及び目的》
《 1. 本報告書の範囲》	《 1. 本報告書の範囲》
(省 略)	(省 略)
《 2. 本報告書の目的》	《 2. 本報告書の目的》
(省 略)	(省 略)
《 3. 定義》	《 3. 定義》
3. 本報告書における用語の定義は、以下のとおりとする。 (1) 「アサーション」－経営者が財務諸表において明示的か否かにかかわ らず提示するものをいい、監査人は発生する可能性のある虚偽表示の種 類を考慮する際にこれを利用する。(A124項参照) (2) (省 略) (3) (省 略) (4) 「内部統制」－企業の財務報告の信頼性を確保し、事業経営の有効性 と効率性を高め、事業経営に係る法令の遵守を促すという企業目的を達	3. 本報告書における用語の定義は、以下のとおりとする。 (1) 「アサーション」－経営者が財務諸表において明示的か否かにかかわ らず提示するものをいい、監査人は発生する可能性のある虚偽表示の種 類を考慮する際にこれを利用する。(A107項参照) (2) (省 略) (3) (省 略) (4) 「内部統制」－企業の財務報告の信頼性を確保し、事業経営の有効性 と効率性を高め、事業経営に係る法令の遵守を促すという企業目的を達

新	旧
<p>成するために、<u>経営者、取締役会、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会を「監査役等」という。）</u>及びその他の企業構成員により、整備及び運用されているプロセスをいう。</p> <p>本報告書では、「内部統制」という用語を内部統制の構成要素の全てを含むものとして用いている場合と、一部に関係しているものとして用いている場合とがある。</p> <p>(5) (省 略)</p>	<p>成するために、取締役会、<u>経営者</u>及びその他の企業構成員により、整備及び運用されているプロセスをいう。</p> <p>本報告書では、「内部統制」という用語を内部統制の構成要素の全てを含むものとして用いている場合と一部に関係しているものとして用いている場合とがある。</p> <p>(5) (省 略)</p>
<p>《Ⅱ 要求事項》</p>	<p>《Ⅱ 要求事項》</p>
<p>《1. リスク評価手続とこれに関連する活動》</p>	<p>《1. リスク評価手続とこれに関連する活動》</p>
<p>4. 監査人は、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクと、アサーション・レベル（財務諸表項目レベル、すなわち取引種類、勘定残高及び<u>注記事項</u>に関連するアサーションごと）の重要な虚偽表示リスクを識別し評価する基礎を得るために、リスク評価手続を実施しなければならない。ただし、リスク評価手続を実施するのみでは、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することはできない。（A1項からA5項参照）</p>	<p>4. 監査人は、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクと、アサーション・レベル（財務諸表項目レベル、すなわち取引種類、勘定残高、<u>開示等</u>に関連するアサーションごと）の重要な虚偽表示リスクを識別し評価する基礎を得るために、リスク評価手続を実施しなければならない。ただし、リスク評価手続を実施するのみでは、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することはできない。（A1項からA5項参照）</p>
<p>5. リスク評価手続においては、以下の手続を含めなければならない。</p> <p>(1) <u>経営者への質問、内部監査に従事する適切な者（内部監査機能がある場合）への質問、及び不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別するために有用な情報を持っていると監査人が判断した場合には、その他の企業構成員への質問</u>（A6項からA12項参照）</p> <p>(2) 分析的手続（A13項からA16項参照）</p> <p>(3) 観察及び記録や文書の閲覧（A17項参照）</p>	<p>5. リスク評価手続においては、以下の手続を含めなければならない。</p> <p>(1) 経営者への質問、及び不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別するために有用な情報を持っていると監査人が判断した場合には、その他の企業構成員への質問（A6項参照）</p> <p>(2) 分析的手続（A7項からA10項参照）</p> <p>(3) 観察及び記録や文書の閲覧（A11項参照）</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>8. 監査人は、企業での過去の経験と過年度の監査で実施した監査手続から得られた情報を利用しようとする場合には、その情報の当年度の監査における適合性に影響を及ぼす変化が生じていないかどうかを判断しなけれ</p>	<p>8. 監査人は、企業での過去の経験と過年度の監査で実施した監査手続から得られた情報を利用しようとする場合には、その情報の当年度の監査における適合性に影響を及ぼす変化が生じていないかどうかを判断しなけれ</p>

新	旧
ばならない。(A18項及びA19項参照)	ばならない。(A12項及びA13項参照)
<p>9. 監査責任者と監査チームの主要メンバーは、財務諸表に重要な虚偽表示が行われる可能性、並びに企業の実態及びその環境に基づき適用される財務報告の枠組みについて討議しなければならない。また、監査責任者は、討議に参加していない監査チームメンバーに伝達する事項を決定しなければならない。(A20項からA22項参照)</p>	<p>9. 監査責任者と監査チームの主要メンバーは、財務諸表に重要な虚偽表示が行われる可能性、並びに企業の実態及びその環境に基づき適用される財務報告の枠組みについて討議しなければならない。また、監査責任者は、討議に参加していない監査チームメンバーに伝達する事項を決定しなければならない。(A14項及びA15項参照)</p>
<p>《2. 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解》</p>	<p>《2. 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解》</p>
<p>《(1) 企業及び企業環境》</p>	<p>《(1) 企業及び企業環境》</p>
<p>10. 監査人は、以下の事項を理解しなければならない。</p> <p>(1) 企業に関連する産業、規制等の外部要因（適用される財務報告の枠組みを含む。）(A23項からA27項参照)</p> <p>(2) 企業の事業活動等 (A28項からA32項参照)</p> <p>① 事業運営</p> <p>② 所有とガバナンスの構造</p> <p>③ 特別目的事業体への投資を含む、既存又は計画中の投資</p> <p>④ 組織構造や資本関係と資金調達の方法</p> <p>これらは、財務諸表に反映すべき取引種類、勘定残高及び注記事項を監査人が理解するために実施する。</p> <p>(3) 企業の会計方針の選択及び適用（会計方針の変更理由を含む。）(A33項参照)</p> <p>監査人は、企業の会計方針が、その事業にとって適切であり、適用される財務報告の枠組みに準拠し、企業の属する業界で適用されている会計方針と整合しているかどうかを評価しなければならない。</p> <p>(4) 企業目的及び戦略並びにこれらに関連して重要な虚偽表示リスクとなる可能性のある事業上のリスク (A34項からA39項参照)</p> <p>(5) 企業の業績の測定と検討 (A40項からA45項参照)</p>	<p>10. 監査人は、以下の事項を理解しなければならない。</p> <p>(1) 企業に関連する産業、規制等の外部要因（適用される財務報告の枠組みを含む。）(A16項からA20項参照)</p> <p>(2) 企業の事業活動等 (A21項からA25項参照)</p> <p>① 事業運営</p> <p>② 所有と企業統治の構造</p> <p>③ 特別目的事業体への投資を含む、既存又は計画中の投資</p> <p>④ 組織構造や資本関係と資金調達の方法</p> <p>これらは、財務諸表に反映すべき取引種類、勘定残高、開示等を監査人が理解するために実施する。</p> <p>(3) 企業の会計方針の選択と適用（会計方針の変更理由を含む。）(A26項参照)</p> <p>監査人は、企業の会計方針が、その事業にとって適切であり、適用される財務報告の枠組みに準拠し、企業の属する業界で適用されている会計方針と整合しているかどうかを評価しなければならない。</p> <p>(4) 企業目的及び戦略並びにこれらに関連して重要な虚偽表示リスクとなる可能性のある事業上のリスク (A27項からA32項参照)</p> <p>(5) 企業の業績の測定と検討 (A33項からA38項参照)</p>

新	旧
<p>《(2) 内部統制》</p>	<p>《(2) 内部統制》</p>
<p>11. 監査人は、監査に関連する内部統制を理解しなければならない。監査に関連する内部統制のほとんどは財務報告に係る内部統制であるが、財務報告に係る内部統制が全て監査に関連するとは限らない。内部統制が、単独で又は他の<u>幾つか</u>との組合せで、監査に関連しているかどうかは、監査人の職業的専門家としての判断によることとなる。(A46項からA68項参照)</p>	<p>11. 監査人は、監査に関連する内部統制を理解しなければならない。監査に関連する内部統制のほとんどは財務報告に係る内部統制であるが、財務報告に係る内部統制が全て監査に関連するとは限らない。内部統制が、単独で又は他の<u>いくつか</u>との組合せで、監査に関連しているかどうかは、監査人の職業的専門家としての判断によることとなる。(A39項からA61項参照)</p>
<p>《内部統制の理解の内容と程度》</p>	<p>《内部統制の理解の内容と程度》</p>
<p>12. 監査人は、監査に関連する内部統制を理解する際に、内部統制のデザインを評価し、これらが業務に適用されているかどうかについて、企業の担当者への質問とその他の手続を実施して評価しなければならない。(A69項からA71項参照)</p>	<p>12. 監査人は、監査に関連する内部統制を理解する際に、内部統制のデザインを評価し、これらが業務に適用されているかどうかについて、企業の担当者への質問とその他の手続を実施して評価しなければならない。(A62項からA64項参照)</p>
<p>《内部統制の構成要素》</p>	<p>《内部統制の構成要素》</p>
<p>《統制環境》</p>	<p>《統制環境》</p>
<p>13. 監査人は、統制環境を理解しなければならない。その理解に際して、監査人は以下の事項を評価しなければならない。(A72項からA82項参照)</p> <p>(1) 経営者は、取締役会による監督及び<u>監査役等</u>による監査（以下「取締役会及び監査役等による監視」という。）の下で、誠実性と倫理的な行動を尊重する企業文化を醸成し維持しているかどうか。</p> <p>(2) 統制環境の各要素の有効性が、内部統制の他の構成要素に適切な基礎を提供しているかどうか。また、内部統制の他の構成要素は、統制環境の不備によって損なわれていないかどうか。</p>	<p>13. 監査人は、統制環境を理解しなければならない。その理解に際して、監査人は以下の事項を評価しなければならない。(A65項からA74項参照)</p> <p>(1) 経営者は、取締役会による監督及び<u>監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会</u>（以下、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会を「監査役等」という。）による監査（以下「取締役会及び監査役等による監視」という。）の下で、誠実性と倫理的な行動を尊重する企業文化を醸成し維持しているかどうか。</p> <p>(2) 統制環境の各要素の有効性が、内部統制の他の構成要素に適切な基礎を提供しているかどうか。また、内部統制の他の構成要素は、統制環境の不備によって損なわれていないかどうか。</p>
<p>《企業のリスク評価プロセス》</p>	<p>《企業のリスク評価プロセス》</p>
<p>14. 監査人は、企業が以下の事項に関するプロセス（以下「企業のリスク評価プロセス」という。）を有しているかどうかを理解しなければならない。(A83項参照)</p>	<p>14. 監査人は、企業が以下の事項に関するプロセス（以下「企業のリスク評価プロセス」という。）を有しているかどうかを理解しなければならない。(A75項参照)</p>

新	旧
(1) 財務報告に影響を及ぼす事業上のリスクの識別 (2) リスクの重要度の見積り (3) リスクの発生可能性の評価 (4) リスクに対処する方法の決定	(1) 財務報告に影響を及ぼす事業上のリスクの識別 (2) リスクの重要度の見積り (3) リスクの発生可能性の評価 (4) リスクに対処する方法の決定
(省 略)	(省 略)
16. 監査人は、企業のリスク評価プロセスが全く設けられていない場合又は正式に確立されたプロセスが設けられていない場合には、財務報告に関連する事業上のリスクを識別したかどうか、どのように対処したかを経営者と協議しなければならない。監査人は、正式な企業のリスク評価プロセスが設けられていないことが、その状況において適切であるかどうかを評価し、これが内部統制の重要な不備に相当するのかどうかを判断しなければならない。(A84項参照)	16. 監査人は、企業のリスク評価プロセスが全く設けられていない場合又は正式に確立されたプロセスが設けられていない場合には、財務報告に関連する事業上のリスクを識別したかどうか、どのように対処したかを経営者と協議しなければならない。監査人は、正式な企業のリスク評価プロセスが設けられていないことが、その状況において適切であるかどうかを評価、又はこれが内部統制の重要な不備に相当するのかどうかを判断しなければならない。(A76項参照)
《財務報告に関連する情報システム（関連する業務プロセスを含む。）と伝達》	《財務報告に関連する情報システム（関連する業務プロセスを含む。）と伝達》
17. 監査人は、財務報告に関連する情報システム（関連する業務プロセスを含む。）について理解しなければならない。これには、以下の事項を含む。 (A85項からA91項参照) (1)～(4) (省 略) (5) 財務諸表を作成するために用いている財務報告プロセス（重要な会計上の見積りや注記事項を含む。） (6) 仕訳入力に関する内部統制（非経常的な又は通例でない取引や修正の記録に使用される非定型的な仕訳を含む。） <u>監査人が理解すべき財務報告に関連する情報システムには、総勘定元帳や補助元帳だけではなく、それ以外の情報システムの注記事項に関連する部分を含めなければならない。</u>	17. 監査人は、財務報告に関連する情報システム（関連する業務プロセスを含む。）について理解しなければならない。これには、以下の事項を含む。 (A77項からA81項参照) (1)～(4) (省 略) (5) 財務諸表を作成するために用いている財務報告プロセス（重要な会計上の見積りや開示を含む。） (6) 仕訳入力に関する内部統制（非経常的な又は通例でない取引や修正の記録に使用される非定型的な仕訳を含む。）
18. 監査人は、財務報告の役割と責任、財務報告に係る重要な事項について、企業がどのように内外に伝達しているかを理解しなければならない。これ	18. 監査人は、財務報告の役割と責任、財務報告に係る重要な事項について、企業がどのように内外に伝達しているかを理解しなければならない。これ

新	旧
<p>には、以下の事項を含む。(A92項及びA93項参照) (省 略)</p>	<p>には、以下の事項を含む。(A82項及びA83項参照) (省 略)</p>
<p>《監査に関連する統制活動》</p>	<p>《監査に関連する統制活動》</p>
<p>19. 監査人は、監査に関連する統制活動を理解しなければならない。 監査に関連する統制活動とは、アサーション・レベルで重要な虚偽表示リスクを評価し、リスク対応手続を立案するために理解が必要であると監査人が判断したものである。監査においては、重要な取引種類、勘定残高及び注記事項のそれぞれに関する全ての統制活動、又はこれらに関連するアサーションに関する全ての統制活動を理解することが求められているわけではない。(A94項からA101項参照)</p>	<p>19. 監査人は、監査に関連する統制活動を理解しなければならない。 監査に関連する統制活動とは、アサーション・レベルで重要な虚偽表示リスクを評価し、リスク対応手続を立案するために理解が必要であると監査人が判断したものである。監査においては、重要な取引種類、勘定残高、<u>開示等</u>のそれぞれに関する全ての統制活動、又はこれらに関連するアサーションに関する全ての統制活動を理解することが求められているわけではない。(A84項からA90項参照)</p>
<p>20. 監査人は、企業の統制活動の理解に際し、ITに起因するリスクに企業がどのように対応しているかを理解しなければならない。(A102項からA104項参照)</p>	<p>20. 監査人は、企業の統制活動の理解に際し、ITに起因するリスクに企業がどのように対応しているかを理解しなければならない。(A91項からA93項参照)</p>
<p>《監視活動》</p>	<p>《監視活動》</p>
<p>21. 監査人は、監査に関連する統制活動に対するものを含め、企業が財務報告に係る内部統制の監視に用いている主要な活動を理解し、どのように内部統制の不備の是正措置を講じているかを理解しなければならない。(A105項からA107項参照)</p>	<p>21. 監査人は、監査に関連する統制活動に対するものを含め、企業が財務報告に係る内部統制の監視に用いている主要な活動を理解し、どのように内部統制の不備の是正措置を講じているかを理解しなければならない。(A94項からA96項参照)</p>
<p>22. 企業が内部監査機能を有している場合、監査人は、<u>内部監査機能の責任、組織上の位置付け、及び実施された又は実施される予定の業務</u>を理解しなければならない。(A108項からA115項参照)</p> <p>なお、監査基準委員会報告書610「内部監査人の作業の利用」第10項において、「<u>内部監査機能</u>」という用語を定義している。</p>	<p>22. 企業が内部監査機能を有している場合、監査人は、<u>内部監査機能が監査に関連する可能性があるかどうかを判断するために、以下の事項</u>を理解しなければならない。(A97項からA99項参照)</p> <p>(1) <u>内部監査機能の責任の内容及び内部監査機能がどのように企業の経営組織に組み込まれているか。</u></p> <p>(2) <u>内部監査により実施された又は実施される予定の業務</u></p> <p>なお、「<u>内部監査機能</u>」という用語は、監査基準委員会報告書610「内部監査の利用」第6項(1)において、「<u>企業に対して、確立され又は提供され</u></p>

新	旧
	<p>る評価活動をいう。当該機能には、内部統制の妥当性及び有効性を検討、<u>評価及び監視することが含まれる。</u>」と定義されている。</p>
<p>23. 監査人は、企業が監視活動に利用している情報の情報源とともに、経営者が利用している情報が監視活動にとって十分に信頼できると経営者が判断している理由を理解しなければならない。(A116項参照)</p>	<p>23. 監査人は、企業が監視活動に利用している情報の情報源とともに、経営者が利用している情報が監視活動にとって十分に信頼できると経営者が判断している理由を理解しなければならない。(A100項参照)</p>
<p>《3. 重要な虚偽表示リスクの識別と評価》</p>	<p>《3. 重要な虚偽表示リスクの識別と評価》</p>
<p>24. 監査人は、リスク対応手続を立案し実施する基礎を得るために、以下の二つのレベルで重要な虚偽表示リスクを識別し評価しなければならない。</p> <p>(1) 財務諸表全体レベル (A117項からA120項参照)</p> <p>(2) アサーション・レベル (A121項からA125項参照)</p>	<p>24. 監査人は、リスク対応手続を立案し実施する基礎を得るために、以下の二つのレベルで重要な虚偽表示リスクを識別し評価しなければならない。</p> <p>(1) 財務諸表全体レベル (A101項からA104項参照)</p> <p>(2) アサーション・レベル (A105項からA108項参照)</p>
<p>25. 監査人は、重要な虚偽表示リスクを識別し評価するために、以下の事項を実施しなければならない。</p> <p>(1) 企業及び企業環境（虚偽表示リスクに関連する内部統制を含む。）を理解する過程を通じて、また、取引種類、勘定残高及び<u>注記事項（定性的及び定量的な情報を含む。）</u>を検討することにより、虚偽表示リスクを識別する。(A126項からA130項参照)</p> <p>(2) 識別した虚偽表示リスクが、財務諸表全体に広く<u>関わりがあり</u>、多くのアサーションに潜在的に影響を及ぼすものであるかどうかを評価する。</p> <p>(3) 識別した虚偽表示リスクが、アサーション・レベルでどのような虚偽表示になり得るのかを関連付ける。このとき、当該リスクに関連する内部統制を考慮する（運用評価手続の実施を予定している場合）。(A131項からA133項参照)</p> <p>(4) 複数の虚偽表示につながる可能性も含め、虚偽表示の発生可能性を検討し、潜在的な虚偽表示の影響の度合い（重要な虚偽表示となるかどうか。）を検討する。(A134項参照)</p>	<p>25. 監査人は、重要な虚偽表示リスクを識別し評価するために、以下の事項を実施しなければならない。</p> <p>(1) 企業及び企業環境（虚偽表示リスクに関連する内部統制を含む。）を理解する過程を通じて、また、取引種類、勘定残高、<u>開示等</u>を検討することにより、虚偽表示リスクを識別する。(A109項及びA110項参照)</p> <p>(2) 識別した虚偽表示リスクが、財務諸表全体に広く<u>かかわりがあり</u>多くのアサーションに潜在的に影響を及ぼすものであるかどうかを評価する。</p> <p>(3) 識別した虚偽表示リスクが、アサーション・レベルでどのような虚偽表示になり得るのかを関連付ける。このとき、当該リスクに関連する内部統制を考慮する（運用評価手続の実施を予定している場合）。(A111項からA113項参照)</p> <p>(4) 複数の虚偽表示につながる可能性も含め、虚偽表示の発生可能性を検討し、潜在的な虚偽表示の影響の度合い（重要な虚偽表示となるかどうか。）を検討する。</p>

新	旧
《(1) 特別な検討を必要とするリスク》	《(1) 特別な検討を必要とするリスク》
(省 略)	(省 略)
<p>27. 監査人は、識別した重要な虚偽表示リスクが特別な検討を必要とするリスクであるかどうかを決定する際、少なくとも以下の事項を考慮しなければならない。(A135項からA139項参照)</p> <p>(1)～(6) (省 略)</p>	<p>27. 監査人は、識別した重要な虚偽表示リスクが特別な検討を必要とするリスクであるかどうかを決定する際、少なくとも以下の事項を考慮しなければならない。(A114項からA118項参照)</p> <p>(1)～(6) (省 略)</p>
<p>28. 監査人は、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、当該リスクに関連する統制活動を含む内部統制を理解しなければならない。(A140項からA142項参照)</p>	<p>28. 監査人は、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、当該リスクに関連する統制活動を含む内部統制を理解しなければならない。(A119項からA121項参照)</p>
《(2) 実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠を入手できないリスク》	《(2) 実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠を入手できないリスク》
<p>29. 監査人は、一部のリスクについて、実証手続のみでは、十分かつ適切な監査証拠を入手することができない又は実務的ではないと判断することがある。このようなリスクは、定型的で重要な取引種類又は勘定残高が正確に又は網羅的に記録されていないことや、手作業がほとんど又は全く介在しないことを可能にする高度に自動化された処理の特性に関係していることがある。</p> <p>この場合には、これらのリスクに対応する内部統制は監査に関連するものであるので、監査人は当該内部統制を理解しなければならない。(A143項からA145項参照)</p>	<p>29. 監査人は、一部のリスクについて、実証手続のみでは、十分かつ適切な監査証拠を入手することができない又は実務的ではないと判断することがある。このようなリスクは、定型的で重要な取引種類又は勘定残高が正確に又は網羅的に記録されていないことや、手作業がほとんど又は全く介在しないことを可能にする高度に自動化された処理の特性に関係していることがある。</p> <p>この場合には、これらのリスクに対応する内部統制は監査に関連するものであるので、監査人は当該内部統制を理解しなければならない。(A122項からA124項参照)</p>
《(3) リスク評価の修正》	《(3) リスク評価の修正》
<p>30. アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに関する監査人の評価は、監査実施中に入手した他の監査証拠により変更されることがある。</p> <p>監査人は、リスク対応手続において監査証拠を入手した場合や新しい情報を入手した場合において、当初の評価の基礎となった監査証拠と矛盾するときは、リスク評価を修正し、これに応じて立案したリスク対応手続も修正しなければならない。(A146項参照)</p>	<p>30. アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに関する監査人の評価は、監査実施中に入手した他の監査証拠により変更されることがある。</p> <p>監査人は、リスク対応手続において監査証拠を入手した場合や新しい情報を入手した場合において、当初の評価の基礎となった監査証拠と矛盾するときは、リスク評価を修正し、これに応じて立案したリスク対応手続も修正しなければならない。(A125項参照)</p>

新	旧
<p>《4. 監査調書》</p>	<p>《4. 監査調書》</p>
<p>31. 監査人は、以下の事項を監査調書に記載しなければならない。(A147項からA150項参照) (監査基準委員会報告書230「監査調書」第7項から第10項及びA6項参照)</p> <p>(1) 監査チーム内での討議 (第9項) 及び重要な結論</p> <p>(2) 企業及び企業環境の各々の事項(第10項)と内部統制の各構成要素(第13項から第23項)に関し理解した主な内容、理解に当たって利用した情報の情報源及び実施したリスク評価手続</p> <p>(3) 識別し評価した財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクとアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスク (第24項)</p> <p>(4) 第26項から第29項で要求される事項により識別したリスク及びそのリスクに関連して監査人が理解した内部統制</p>	<p>31. 監査人は、以下の事項を監査調書に記載しなければならない。(A126項からA129項参照) (監査基準委員会報告書230「監査調書」第7項から第10項及びA6項参照)</p> <p>(1) 監査チーム内での討議 (第9項) 及び重要な結論</p> <p>(2) 企業及び企業環境の各々の事項(第10項)と内部統制の各構成要素(第13項から第23項)に関し理解した主な内容、理解に当たって利用した情報の情報源、及び実施したリスク評価手続</p> <p>(3) 識別し評価した財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクとアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスク (第24項)</p> <p>(4) 第26項から第29項で要求される事項により識別したリスク及びそのリスクに関連して監査人が理解した内部統制</p>
<p>《Ⅲ 適用指針》</p>	<p>《Ⅲ 適用指針》</p>
<p>《1. リスク評価手続とこれに関連する活動》 (第4項参照)</p>	<p>《1. リスク評価手続とこれに関連する活動》 (第4項参照)</p>
<p>A1. 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解は、監査の過程を通じた継続的かつ累積的な情報の収集、更新及び分析のプロセスである。</p> <p>内部統制を含む、企業及び企業環境の理解は、例えば、以下の事項について監査人が計画する際及び監査の過程を通じた職業的専門家としての判断を行う際の枠組みとなるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価 ・ 監査基準委員会報告書320「監査の計画及び実施における重要性」に従った監査上の重要性の決定 ・ 会計方針の選択及び適用の適切性並びに財務諸表の開示の妥当性についての検討 ・ 特別な監査上の検討を必要とする<u>可能性のある財務諸表の金額又は注記事項に関連する領域の特定</u> (例えば、関連当事者との取引、継続企業の前提に関する経営者の評価又は取引の事業目的との整合性の 	<p>A1. 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解は、監査の過程を通じた継続的かつ累積的な情報の収集、更新及び分析のプロセスである。</p> <p>内部統制を含む、企業及び企業環境の理解は、例えば、以下の事項について監査人が計画する際<u>の</u>及び監査の過程を通じた職業的専門家としての判断を下す際の枠組みとなるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価 ・ 監査基準委員会報告書320「監査の計画及び実施における重要性」に従った監査上の重要性の決定 ・ 会計方針の選択及び適用の適切性並びに財務諸表の開示の妥当性についての検討 ・ 特別な監査上の検討を必要とする領域の特定 (例えば、関連当事者との取引、継続企業の前提に関する経営者の評価<u>の適切性</u>又は取引の事業目的との整合性)

新	旧
<p>検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> 分析的手続の際に利用する推定値の設定 識別した重要な虚偽表示リスクへの対応（十分かつ適切な監査証拠を入手するためのリスク対応手続の立案及び実施を含む。） 入手した監査証拠の十分性と適切性の評価（<u>会計上の見積りに使用される仮定や、口頭又は書面による経営者の陳述の適切性など</u>） 	<ul style="list-style-type: none"> 分析的手続の際に利用する推定値の設定 識別した重要な虚偽表示リスクへの対応（十分かつ適切な監査証拠を入手するためのリスク対応手続の立案及び実施を含む。） 会計上の見積りに使用される仮定や、口頭又は書面による経営者の陳述の適切性など、<u>入手した監査証拠の十分性と適切性の評価</u>
<p>A2. 監査人は、リスク評価手続とこれに関連する活動を実施して入手した情報を、重要な虚偽表示リスクの評価を裏付ける監査証拠として使用することがある。</p> <p>リスク評価手続において、監査人は、運用評価手続や実証手続として特に計画していなくとも、取引種類、勘定残高及び注記事項並びに関連するアサーションについての監査証拠を入手すること、並びに内部統制の有効性についての監査証拠を入手することがある。また、監査人は、効率的な場合には、リスク評価手続を運用評価手続や実証手続と同時に実施することがある。</p>	<p>A2. 監査人は、リスク評価手続とこれに関連する活動を実施して入手した情報を、重要な虚偽表示リスクの評価を裏付ける監査証拠として使用することがある。</p> <p>リスク評価手続において、監査人は、運用評価手続や実証手続として特に計画していなくとも、取引種類、勘定残高、開示等及び関連するアサーションについての監査証拠を入手すること、並びに内部統制の有効性についての監査証拠を入手することがある。また、監査人は、効率的な場合には、リスク評価手続を運用評価手続や実証手続と同時に実施することがある。</p>
(省 略)	(省 略)
<p>《(1) <u>経営者、内部監査人及びその他の企業構成員への質問</u>》（第5項(1)参照）</p>	<p>《(1) <u>経営者とその他の企業構成員への質問</u>》（第5項(1)参照）</p>
<p>A6. <u>監査人は、経営者及び財務報告の責任者に対する質問によって多くの情報を入手する。また、監査人は、内部監査に従事する適切な者（内部監査機能を有する場合）や、その他の企業構成員に対する質問を通じて情報を入手することもある。</u></p>	(新 設)
<p>A7. その他の企業構成員や異なる階層の従業員への質問を通じて、重要な虚偽表示リスクの識別に関する情報又は異なる見方を入手することもある。例えば、以下の事項がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査役等への質問は、財務諸表が作成される環境の理解に役立つ。監 	<p>A6. <u>監査人は、経営者及び財務報告の責任者に対する質問によって多くの情報を入手する。また、その他の企業構成員や異なる階層の従業員への質問を通じて、重要な虚偽表示リスクの識別に関する情報又は異なる見方を入手することもある。例えば、以下の事項がある。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 監査役等への質問は、財務諸表が作成される環境の理解に役立つ。

新	旧
<p><u>査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」では、監査人が監査役等から情報を入手する上での、双方向のコミュニケーションの重要性について記載している。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 複雑な取引又は通例でない取引を開始、処理、若しくは記録している従業員への質問は、このような取引に適用する会計方針の選択及び適用の状況の評価に役立つ。 法務部門への質問は、訴訟、法令の遵守、不正又は不正の疑いについての認識、製品保証、瑕疵担保責任、共同支配企業などの業務提携形態、契約条項等の情報を提供する。 マーケティング又は営業担当者への質問は、販売戦略、販売動向又は顧客との販売契約の変更についての情報を提供する。 <u>リスク管理に従事する者への質問は、財務報告に影響を及ぼす可能性がある事業運営上又は規制上のリスクについての情報を提供する。</u> <u>情報システムの担当者への質問は、情報システムの変更、情報システムの不具合や内部統制の逸脱等の情報システムに関連するリスクについての情報を提供する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>内部監査の担当者への質問は、内部統制のデザインと有効性に関する当年度の内部監査の実施状況と内部監査からの改善提案に対して経営者が十分に対応しているかどうかの情報を提供する。</u> 複雑な取引又は通例でない取引を開始、処理、若しくは記録している従業員への質問は、このような取引に適用する会計方針の選択及び適用の状況の評価に役立つ。 法務部門への質問は、訴訟、法令の遵守、不正又は不正の疑いについての認識、製品保証、瑕疵担保責任、共同支配企業などの業務提携形態、契約条項等の情報を提供する。 マーケティング又は営業担当者への質問は、販売戦略、販売動向又は顧客との販売契約の変更についての情報を提供する。
<p><u>A8. 企業及び企業環境の理解は、継続的かつ累積的なプロセスであるため、監査人は監査の過程を通じて質問を行う。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>《内部監査人への質問》</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>A9. 内部監査に従事する適切な者（企業が内部監査機能を有する場合）への質問は、監査人が企業及び企業環境を理解する際や、財務諸表全体レベル及びアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを識別し評価する際に、有益な情報をもたらす場合がある。内部監査人は、内部監査の実施を通じて、企業の事業運営や事業上のリスクに関する知識を有していること</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p>が多く、また、内部統制の不備等の指摘を行っていることがある。これらの情報は、監査人の企業の理解、監査人のリスク評価又は監査の他の局面において有益なことがある。したがって、監査人の質問は、実施する監査手続の種類若しくは時期を変更するか、又は範囲を縮小するために、監査人が内部監査人の作業を利用するか否かにかかわらず、実施される（内部監査人の作業の利用に関しては監査基準委員会報告書610参照）。</p> <p>特に、内部監査人から取締役会又は監査役等に報告された事項や、内部監査人が実施したリスク評価プロセスの結果に関する事項についての質問は有益である。</p>	
<p>A10. <u>監査人の質問に対する回答に企業の財務報告や監査に関連する可能性がある指摘事項が含まれる場合、監査人は、関連する内部監査の報告書を通読することが適切かどうかを検討することがある。関連する内部監査の報告書には、例えば、内部監査の方針や計画書、経営者、取締役会又は監査役等のために作成された内部監査の指摘事項を記載した報告書が含まれる。</u></p>	(新 設)
<p>A11. <u>さらに、監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」第18項に従い、監査人が、不正、不正の疑い又は不正の申立てに関する情報を内部監査人から入手した場合、監査人は、不正による重要な虚偽表示リスクを識別する際に当該情報を考慮する。</u></p>	(新 設)
<p>A12. <u>質問の対象となる内部監査に従事する適切な者は、適切な知識、経験及び権限を有すると監査人が判断した者、例えば、内部監査責任者や状況によっては内部監査に従事する他の者となる。監査人は、これらの者と定期的な協議を行うことが適切と考えることがある。</u></p>	(新 設)
<p>《(2) 分析的手続》 (第5項(2)参照)</p>	<p>《(2) 分析的手続》 (第5項(2)参照)</p>
<p>A13-A15. (省 略)</p>	<p>A7-A9. (省 略)</p>
<p>《小規模企業に特有の考慮事項》</p>	<p>《小規模企業に特有の考慮事項》</p>
<p>A16. (省 略)</p>	<p>A10. (省 略)</p>

新	旧
《(3) 観察及び記録や文書の閲覧》 (第5項(3)参照)	《(3) 観察及び記録や文書の閲覧》 (第5項(3)参照)
A17. (省 略)	A11. (省 略)
《(4) 過年度に入手した情報》 (第8項参照)	《(4) 過年度に入手した情報》 (第8項参照)
<p>A18. 監査人は、企業での過去の経験と過年度の監査で実施した監査手続から、以下のような情報を入手することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の虚偽表示及びそれらが適時に修正されたかどうか。 内部統制（不備を含む。）を含む、企業及び企業環境 過年度からの企業又は事業運営の重大な変化（これは重要な虚偽表示リスクを識別し評価するために、監査人が当該企業を十分に理解する際に役立つことがある。） 例えば、その複雑性のため、監査人が必要な監査手続を実施することが困難であった取引、事象又は勘定残高（関連する注記事項を含む。） 	<p>A12. 監査人は、企業での過去の経験と過年度の監査で実施した監査手続から、以下のような情報を入手することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の虚偽表示及びそれらが適時に修正されたかどうか。 内部統制（不備を含む。）を含む、企業及び企業環境 過年度からの企業又は事業運営の重大な変化（これは重要な虚偽表示リスクを識別し評価するために、監査人が当該企業を十分に理解する際に役立つことがある。）
A19. (省 略)	A13. (省 略)
《(5) 監査チーム内の討議》 (第9項参照)	《(5) 監査チーム内の討議》 (第9項参照)
<p>A20. 財務諸表に重要な虚偽表示が行われる可能性に関して監査チーム内で討議を行うことによって、監査チームメンバーは、以下の事項を行うことが可能になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査責任者を含む、経験豊富な監査チームメンバーの企業に関する知識と洞察力を共有すること。 企業が直面している事業上のリスク、及び不正又は誤謬による重要な虚偽表示が財務諸表のどこにどのように行われる可能性があるかについて意見交換すること。 担当する特定の領域において、財務諸表の重要な虚偽表示が行われる可能性があるかどうかをより良く理解すること、並びに、実施する監査手続の結果が、実施するリスク対応手続の種類、時期及び範囲の決定を含む監査の他の局面にどのように影響を及ぼすことがあるかについて理解すること。 	<p>A14. 財務諸表に重要な虚偽表示が行われる可能性に関して監査チーム内で討議を行うことによって、監査チームメンバーは、以下の事項を行うことが可能になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査責任者を含む、経験豊富な監査チームメンバーの企業に関する知識と洞察力を共有すること 企業が直面している事業上のリスク、及び不正又は誤謬による重要な虚偽表示が財務諸表のどこにどのように行われる可能性があるかについて意見交換すること 担当する特定の領域において、財務諸表の重要な虚偽表示が行われる可能性があるかどうかをより良く理解すること、並びに、実施する監査手続の結果が、実施するリスク対応手続の種類、時期及び範囲の決定を含む監査の他の局面にどのように影響を及ぼすことがあるかについて理解すること

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> 監査の過程を通じて入手した重要な虚偽表示リスクの評価、又はリスク対応手続に影響を及ぼすことがある新しい情報を伝達し共有すること。 <p>なお、監査基準委員会報告書240は、不正リスクについての監査チーム内の討議に関して更に要求される事項と指針を記載している。(監基報240第14項参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 監査の過程を通じて入手した重要な虚偽表示リスクの評価、又はリスク対応手続に影響を及ぼすことがある新しい情報を伝達し共有すること <p>なお、監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」は、不正リスクについての監査チーム内の討議に関してさらに要求される事項と指針を記載している。(監基報240第14項参照)</p>
<p>A21. <u>第9項で要求される監査チーム内の討議の一環として、適用される財務報告の枠組みにおいて要求される注記事項を検討することは、注記事項に関連する重要な虚偽表示リスクを監査の初期段階において識別するのに役立つ。監査チームが討議する可能性がある事項には、例えば、以下のものが含まれる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>新たな重要な注記事項又は重要な注記事項の変更をもたらす可能性がある、適用される財務報告の枠組みの改正</u> <u>新たな重要な注記事項又は重要な注記事項の変更をもたらす可能性がある、企業環境、事業活動又は財務状況の変化（例えば、監査対象期間における重要な企業結合）</u> <u>過去に十分かつ適切な監査証拠を入手することが困難であった注記事項</u> <u>複雑な事項に関する注記事項（例えば、注記事項の要否及びその詳細さについて経営者の重要な判断を伴うものを含む。）</u> 	<p>(新 設)</p>
<p>A22. (省 略)</p>	<p>A15. (省 略)</p>
<p>《2. 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解》</p>	<p>《2. 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解》</p>
<p>《2-1 企業及び企業環境》</p>	<p>《2-1 企業及び企業環境》</p>
<p>《(1) 産業、規制等の外部要因》 (第10項(1)参照)</p>	<p>《(1) 産業、規制等の外部要因》 (第10項(1)参照)</p>
<p>《産業》</p>	<p>《産業》</p>
<p>A23. (省 略)</p>	<p>A16. (省 略)</p>
<p>A24. 企業が属する産業によっては、事業の性質及び規制等の程度により、</p>	<p>A17. 監査人は、企業が属する産業によっては、事業の性質及び規制等の程</p>

新	旧
<p>特定の重要な虚偽表示リスクが生じることがある。例えば、長期工事契約には、重要な虚偽表示リスクを発生させる収益及び費用の見積りが含まれていることがある。このような場合には、必要な知識と経験を十分に有するメンバーを監査チームに含めることが重要である。(監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」第13項参照)</p>	<p>度により、特定の重要な虚偽表示リスクが生じることがある。例えば、長期工事契約について、重要な虚偽表示リスクを発生させる収益や費用の見積りが含まれていることがある。このような場合には、必要な知識と経験を十分に有するメンバーを監査チームに含めることが重要である。(監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」第13項参照)</p>
<p>《規制》</p>	<p>《規制》</p>
<p>A25. 規制に関連する外部要因には、規制環境、特に適用される財務報告の枠組みと法的及び政治的な環境を含んでいる。監査人の<u>考慮事項</u>には、例えば、以下の事項がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計基準と業界特有の実務 ・ 規制産業に対する規制の枠組み<u>(注記事項に関して要求される事項を含む。)</u> ・ 企業の事業運営に著しく影響を与える法令（直接的な監督活動を含む。) ・ 税制（法人税ほか） ・ 企業の事業に影響を与える政策（例えば、外国為替管理等の金融政策、財政政策、政府の助成金制度のような財務的インセンティブ及び関税や通商制限） ・ 産業と企業の事業に影響を与える環境規制 	<p>A18. 規制に関連する外部要因には、規制環境、特に適用される財務報告の枠組みと法的及び政治的な環境を含んでいる。監査人の<u>検討事項</u>には、例えば、以下の事項がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計基準と業界特有の実務 ・ 規制産業に対する規制の枠組み ・ 企業の事業運営に著しく影響を与える法令（直接的な監督活動を含む。) ・ 税制（法人税他） ・ 企業の事業に影響を与える政策（例えば、外国為替管理等の金融政策、財政政策、政府の助成金制度のような財務的インセンティブ、<u>及び</u>関税や通商制限） ・ 産業と企業の事業に影響を与える環境規制
<p>A26. 監査基準委員会報告書250「財務諸表監査における法令の検討」には、企業及び企業が属する産業に対して適用される法令に関連する<u>幾つか</u>の特定の要求事項が含まれる。(監基報250第12項参照)</p>	<p>A19. 監査基準委員会報告書250「財務諸表監査における法令の検討」には、企業及び企業が属する産業に対して適用される法令に関連する<u>いくつ</u>かの特定の要求事項が含まれる。(監基報250第11項参照)</p>
<p>《その他の外部要因》</p>	<p>《その他の外部要因》</p>
<p>A27. 監査人が検討する企業に影響を及ぼすその他の外部要因には、例えば、以下の事項がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的な経済情勢 ・ 金利又は資金調達の容易さ 	<p>A20. 監査人が検討する企業に影響を及ぼすその他の外部要因には、例えば、以下の事項がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的な経済情勢 ・ 金利、<u>又は</u>資金調達の容易さ

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・ インフレーション又は通貨価値の改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフレーション、又は通貨価値の改定
<p>《(2) 企業の事業活動等》 (第10項(2)参照)</p>	<p>《(2) 企業の事業活動等》 (第10項(2)参照)</p>
<p>A28. 企業の事業活動等の理解は、監査人が以下のような事項を理解するのに役立つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の構造の複雑性 例えば、多数の所在地に構成単位がある場合など、<u>企業の複雑な構造は、重要な虚偽表示リスクを生じさせる論点につながる</u>ことが多い。このような論点には、のれん、共同支配企業、投資又は特別目的事業体が適切に会計処理されているかどうか、及び財務諸表に適切に開示されているかどうかが含まれる。 ・ <u>所有構造及び所有者とその他の者との関係</u> 関連当事者との取引が適切に識別され、記録され、財務諸表に適切に注記されていることを確かめる際に、<u>所有構造及び所有者とその他の者との関係についての理解</u>が役立つ。監査基準委員会報告書550「関連当事者」には、関連当事者に関連する監査人の<u>考慮事項</u>についての要求事項と<u>適用指針</u>が記載されている。 	<p>A21. 企業の事業活動等の理解は、監査人が以下のような事項を理解するのに役立つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の構造の複雑性 例えば、多数の所在地に構成単位がある場合など、<u>複雑な企業の構造は、重要な虚偽表示リスクの発生原因となる問題をもたらす</u>ことが多い。このような問題には、のれん、共同支配企業、投資又は特別目的事業体が、<u>適切に会計処理されているかどうかを含む</u>。 ・ <u>出資者その他の者及び企業との所有並びに取引関係</u> 関連当事者との取引が適切に識別され記録されていることを監査人が確かめる際に役立つ。監査基準委員会報告書550「関連当事者」には、関連当事者に関連する監査人の<u>検討事項</u>についての要求される事項と指針が記載されている。
<p>A29. 企業の事業活動等を理解する際に監査人が検討する事項には、例えば、以下の事項がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業運営 <ul style="list-style-type: none"> - 収益の源泉、製品又はサービス及び市場の特徴（例えば、インターネット販売のような電子商取引への参画やマーケティング活動） - 業務の運営（例えば、生産工程と方法又は環境リスクを伴う活動） - <u>中長期の事業計画（例えば、環境（E）、社会（S）、ガバナンス（G）を重視するESG投資、持続可能な開発目標（SDGs）の事業に及ぼす影響）</u> - 業務提携、共同支配企業及び外部委託 	<p>A22. 企業の事業活動等を理解する際に監査人が検討する事項には、例えば、以下の事項がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業運営 <ul style="list-style-type: none"> - 収益の源泉、製品又はサービス、及び市場の特徴（例えば、インターネット販売のような電子商取引への参画やマーケティング活動） - 業務の運営（例えば、生産工程と方法、又は環境リスクに対応する活動） - 業務提携、共同支配企業及び外部委託

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> - 地理的分散と事業セグメント - 生産設備、倉庫及び事務所の所在地、並びに棚卸資産の保管場所と数量 - 主要顧客及び商品とサービスの主要仕入先、並びに雇用協定（例えば、労働協約、年金などの退職給付、ストック・オプションや業績連動賞与、労働関連法規） - 研究開発活動と支出 - 関連当事者との取引 • 投資及び投資活動 <ul style="list-style-type: none"> - 計画中か若しくは最近実行された事業買収又は事業売却 - 有価証券、貸付金等の投融資と処分 - 設備投資 - <u>パートナーシップ</u>、<u>共同支配企業及び特別目的事業体を含む</u>、<u>非連結企業への投資</u> • 財務及び財務活動 <ul style="list-style-type: none"> - 主要な子会社と関係会社（例えば、連結及び非連結の状況） - 負債構成とその関連条件（例えば、オフバランスでの資金調達等の契約とリース契約） - 実質的所有者（国内外、事業の評判と経験）及び関連当事者 - デリバティブ取引の利用状況 • <u>財務報告の実務</u> <ul style="list-style-type: none"> - 会計基準と、<u>重要な取引種類、勘定残高及び注記事項を含む</u>業界特有の実務（例えば、銀行にとっての融資と投資、製薬業にとっての研究開発） - 収益認識 - 公正価値の会計処理 	<ul style="list-style-type: none"> - 地理的分散と事業セグメント - 生産設備、倉庫及び事務所の所在地、並びに棚卸資産の保管場所と数量 - 主要顧客、及び商品とサービスの主要仕入先、並びに雇用協定（例えば、労働協約、年金などの退職給付、ストック・オプションや業績連動賞与、労働関連法規） - 研究開発活動と支出 - 関連当事者との取引 • 投資及び投資活動 <ul style="list-style-type: none"> - 計画中か若しくは最近実行された事業買収又は事業売却 - 有価証券、貸付金等の投融資と処分 - 設備投資 - <u>提携関係</u>、<u>共同支配企業</u>、<u>特別目的事業体</u>の<u>非連結企業への投資</u> • 財務及び財務活動 <ul style="list-style-type: none"> - 主要な子会社と関係会社（例えば、連結及び非連結の状況） - 負債構成とその関連条件（例えば、オフバランスでの資金調達等の契約とリース契約） - 実質的所有者（国内外、事業の評判と経験）及び<u>関連当事者との取引</u> - デリバティブ取引の利用状況 • 財務報告 <ul style="list-style-type: none"> - 会計基準と業界特有の<u>会計実務</u>、<u>業界特有の重要領域</u>（例えば、銀行にとっての融資と投資、製薬業にとっての研究開発） - <u>収益認識の実務</u> - 公正価値の会計処理

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> - 外貨建資産及び負債並びに取引 - <u>議論のある又は新たな領域における取引を含む、通例でない又は複雑な取引の会計処理（例えば、株式に基づく報酬の会計処理）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> - 外貨建資産及び負債並びに取引 - 通例でない又は複雑な取引の会計処理（<u>議論のある又は新たな領域における取引を含む。</u>）
A30. (省 略)	A23. (省 略)
《(3) 特別目的事業体》 (第10項(2)参照)	《(3) 特別目的事業体》 (第10項(2)参照)
A31-A32. (省 略)	A24-A25. (省 略)
《(4) 企業の会計方針の選択及び適用》 (第10項(3)参照)	《(4) 企業の会計方針の選択と適用》 (第10項(3)参照)
<p>A33. 企業の会計方針の<u>選択及び適用</u>に関する理解には、例えば、以下の事項が含まれることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要かつ通例でない取引の会計処理方法 ・ 確立された指針等がない、議論のある又は新たな領域における重要な会計方針への影響 ・ 会計方針の変更 ・ 企業に新たに適用される会計基準及び法令、並びにその適用時期及び適用方法 	<p>A26. 企業の会計方針の<u>選択や適用</u>に関する理解には、例えば、以下の事項が含まれることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要かつ通例でない取引の会計処理方法 ・ 確立された指針等がない、<u>いまだ議論のある又は新たな領域における重要な会計方針への影響</u> ・ 会計方針の変更 ・ 企業に新たに適用される会計基準及び法令、並びにその適用時期及び適用方法
《(5) 企業目的及び戦略並びにこれらに関連する事業上のリスク》 (第10項(4)参照)	《(5) 企業目的及び戦略並びにこれらに関連する事業上のリスク》 (第10項(4)参照)
A34-A37. (省 略)	A27-A30. (省 略)
<p>A38. 事業上のリスクには、<u>直ちにアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクにつながるものもあれば、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクにつながるものもある。</u></p> <p>例えば、顧客基盤の縮小から生じる事業上のリスクは、売掛金の評価についての重要な虚偽表示リスクを高める可能性がある（アサーションに与える影響）。しかし、経済全体が停滞している場合には、同じリスクがより長期的な影響をもたらす<u>ことがあり</u>、監査人は継続企業の前提の妥当性を検討する際に、<u>その影響を考慮する</u>（財務諸表全体に与える影響）。したがって、監査人は、事業上のリスクが重要な虚偽表示リスクとなる可能</p>	<p>A31. 事業上のリスクには、アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクにつながるものもあれば、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクにつながるものもある。</p> <p>例えば、顧客基盤の縮小から生じる事業上のリスクは、売掛金の評価についての重要な虚偽表示リスクを高める可能性がある（アサーションに与える影響）。しかし、経済全体が停滞している場合には、同じリスクがより長期的な影響をもたらす<u>こともある</u>（財務諸表全体に与える影響）。したがって、監査人は、事業上のリスクが重要な虚偽表示リスクとなる可能性があるかどうかについ</p>

新	旧
<p>性があるかどうかについて、企業の状況を考慮した上で検討する必要がある。</p> <p>付録2には、重要な虚偽表示リスクを示唆する状況と事象を例示している。</p>	<p>て、企業の状況を考慮した上で検討する必要がある。</p> <p>付録2には、重要な虚偽表示リスクを示唆する状況と事象を例示している。</p>
A39. (省 略)	A32. (省 略)
《(6) 企業の業績の測定と検討》 (第10項(5)参照)	《(6) 企業の業績の測定と検討》 (第10項(5)参照)
A40. (省 略)	A33. (省 略)
<p>A41. 業績の測定と検討の目的は、監視活動（A105項からA116項参照）の目的と重複することがあるが、<u>以下のとおり</u>同じものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業績の測定と検討は、業績が経営者（又は第三者）の設定した目標に沿っているかどうかに着目している。 監視活動は、特に内部統制の運用状況の有効性に着目している。 <p>しかし、業績の測定と検討に用いられる業績指標は、経営者が内部統制の不備を識別する情報を提供する場合もある。</p>	<p>A34. 業績の測定と検討は、監視活動（A94項からA100項参照）と<u>以下のように</u>目的において重複することがあるが同じものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業績の測定と検討は、業績が経営者（又は第三者）の設定した目標に沿っているかどうかに着目している。 監視活動は、特に内部統制の運用状況の有効性に着目している。 <p>しかし、業績指標は、経営者が内部統制の不備を識別する情報を提供する場合もある。</p>
A42-A44. (省 略)	A35-A37. (省 略)
《小規模企業に特有の考慮事項》	《小規模企業に特有の考慮事項》
A45. (省 略)	A38. (省 略)
《2-2 内部統制》	《2-2 内部統制》
A46-A47. (省 略)	A39-A40. (省 略)
《(1) 内部統制の一般的な性質と特性》 (第11項参照)	《(1) 内部統制の一般的な性質と特性》 (第11項参照)
《内部統制の意義》	《内部統制の意義》
A48. (省 略)	A41. (省 略)
《小規模企業に特有の考慮事項》	《小規模企業に特有の考慮事項》
A49. (省 略)	A42. (省 略)
《内部統制の限界》	《内部統制の限界》
A50-A52. (省 略)	A43-A45. (省 略)

新	旧
《小規模企業に特有の考慮事項》	《小規模企業に特有の考慮事項》
A53-A54. (省 略)	A46-A47. (省 略)
《内部統制の構成要素への分割》	《内部統制の構成要素への分割》
A55. (省 略)	A48. (省 略)
A56. 監査に関係する、内部統制の五つの構成要素に関連する適用指針は、A72項からA116項に記載している。付録1には、これらの内部統制の構成要素の詳細な説明がある。	A49. 監査に関係する、内部統制の五つの構成要素に関連する適用指針は、A65項からA100項に記載している。付録1には、これらの内部統制の構成要素の詳細な説明がある。
《監査人のリスク評価に関連する手作業による又は自動化された内部統制の特徴》	《監査人のリスク評価に関連する手作業による又は自動化された内部統制の特徴》
A57-A63. (省 略)	A50-A56. (省 略)
《(2) 監査に関連する内部統制》	《(2) 監査に関連する内部統制》
A64-A68. (省 略)	A57-A61. (省 略)
《(3) 内部統制の理解の内容と程度》 (第12項参照)	《(3) 内部統制の理解の内容と程度》 (第12項参照)
A69-A71. (省 略)	A62-A64. (省 略)
《(4) 内部統制の構成要素－統制環境》 (第13項参照)	《(4) 内部統制の構成要素－統制環境》 (第13項参照)
A72. 統制環境には、ガバナンス及び経営の機能と、企業の内部統制及びその重要度に対する経営者、取締役会並びに監査役等の態度や姿勢並びに実際の行動が含まれる。統制環境は、内部統制に対する従業員の意識に影響を与え、社風を形成する。	A65. 統制環境には、企業統治及び経営の機能と、企業の内部統制及びその重要度に対する経営者、取締役会並びに監査役等の態度や姿勢並びに実際の行動が含まれる。統制環境は、内部統制に対する従業員の意識に影響を与え、社風を形成する。
A73-A74. (省 略)	A66-A67. (省 略)
A75. 監査人は、監査に関連する内部統制において識別された不備に関して、 <u>内部監査人からの指摘や提言に対して経営者がどのように対応しているかを検討する</u> 場合がある。これには、 <u>経営者により行われた是正措置の実施状況及び内部監査人による是正措置の評価が含まれる。</u>	(新 設)

新	旧
<p>《重要な虚偽表示リスクの評価に統制環境が与える影響》</p>	<p>《重要な虚偽表示リスクの評価に統制環境が与える影響》</p>
<p>A76. 統制環境の一部の要素は、重要な虚偽表示リスクの評価に広範な影響を及ぼす。</p> <p>例えば、取締役会や監査役等の役割の一つが、市場からの要求や報酬体系から生ずる財務報告に関わるプレッシャーを受けている経営者を牽制することにあるため、企業の統制に対する姿勢は、取締役会や監査役等によって著しい影響を受ける。</p> <p>取締役会や監査役等の参画に関連する統制環境のデザインの有効性は、以下のような事項によって影響を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会や監査役等の経営者からの独立性や経営者の行動を評価する能力 ・ 取締役会や監査役等が企業の事業や取引を理解しているかどうか。 ・ 取締役会や監査役等が、財務諸表が適用される財務報告の枠組みに従って作成されているか否かをどの程度評価しているか。これには、財務諸表において注記事項が適切に行われているかどうかが含まれる。 	<p>A68. 統制環境の一部の要素は、重要な虚偽表示リスクの評価に広範な影響を及ぼす。</p> <p>例えば、取締役会や監査役等の役割の一つが、市場からの要求や報酬体系から生ずる財務報告に関わるプレッシャーを受けている経営者を牽制することにあるため、企業の統制に対する姿勢は、取締役会、監査役等によって著しい影響を受ける。</p> <p>取締役会、監査役等の参画に関連する統制環境のデザインの有効性は、以下のような事項によって影響を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会や監査役等の経営者からの独立性や経営者の行動を評価する能力 ・ 取締役会や監査役等が企業の事業や取引を理解しているかどうか。 ・ 取締役会や監査役等が財務諸表が適用される財務報告の枠組みに従って作成されているか否かをどの程度評価しているか。
<p>A77-A79. (省 略)</p>	<p>A69-A71. (省 略)</p>
<p>《小規模企業に特有の考慮事項》</p>	<p>《小規模企業に特有の考慮事項》</p>
<p>A80. 小規模企業の統制環境は、大規模企業の統制環境と異なることが多い。</p> <p>例えば、小規模企業における取締役会や監査役等は、社外の者を含んでいないことがあるし、オーナー経営の場合には、オーナー経営者が直接にガバナンスの役割を担っている場合がある。また、統制環境は、その他の内部統制の重要度及びその欠如に影響を及ぼす場合がある。例えば、オーナー経営者の積極的な関与は、小規模企業における職務の分離の欠如より生ずるリスクを抑える場合がある。しかしながら、オーナー経営者の積極的な関与は、例えば、経営者による内部統制を無効化するリスクを高めることがある。</p>	<p>A72. 小規模企業の統制環境は、大規模企業の統制環境と異なることが多い。</p> <p>例えば、小規模企業における取締役会や監査役等は、社外の者を含んでいないことがあるし、オーナー経営の場合には、オーナー経営者が直接に企業統治の役割を担っている場合がある。また、統制環境は、その他の内部統制の重要度及びその欠如に影響を及ぼす場合がある。例えば、オーナー経営者の積極的な関与は、小規模企業における職務の分離の欠如より生ずるリスクを抑える場合がある。しかしながら、オーナー経営者の積極的な関与は、例えば、経営者による内部統制を無効化するリスクを高めることがある。</p>
<p>A81-A82. (省 略)</p>	<p>A73-A74. (省 略)</p>

新	旧
《(5) 内部統制の構成要素－企業のリスク評価プロセス》（第14項参照）	《(5) 内部統制の構成要素－企業のリスク評価プロセス》（第14項参照）
A83. (省 略)	A75. (省 略)
《小規模企業に特有の考慮事項》	《小規模企業に特有の考慮事項》
A84. (省 略)	A76. (省 略)
《(6) 内部統制の構成要素－財務報告に関連する情報システム（関連する業務プロセスを含む。）と伝達》	《(6) 内部統制の構成要素－財務報告に関連する情報システム（関連する業務プロセスを含む。）と伝達》
《財務報告に関連する情報システム（関連する業務プロセスを含む。）》（第17項参照）	《財務報告に関連する情報システム（関連する業務プロセスを含む。）》（第17項参照）
A85. (省 略)	A77. (省 略)
A86. 財務諸表には総勘定元帳や補助元帳以外から入手した情報が開示される場合がある。そのような情報には、例えば以下のものがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>リース契約に関する情報（例えば、将来の支払リース料）</u> ・ <u>企業のリスク管理システムにより作成された情報</u> ・ <u>経営者が利用する専門家が作成した公正価値（時価を含む。）に関する情報</u> ・ <u>会計上の見積りに使用されたモデル等に用いられる情報。これには以下のような、モデル等で使用された基礎データ及び仮定が含まれる。</u> <ul style="list-style-type: none"> - <u>資産の耐用年数に影響を及ぼす可能性がある社内で立てた仮定</u> - <u>企業の影響が及ばない要因により変動するデータ（例えば、金利）</u> ・ <u>経営者が代替的な仮定を検討したことを示す感応度分析に関する情報</u> ・ <u>企業の税務申告及び税務に関連する情報</u> ・ <u>継続企業の前提に関する経営者の評価を裏付けるために実施された分析から得られた情報。例えば、継続企業の前提に重要な不確実性が認められた場合、又は継続企業の前提に重要な不確実性は認められないが、重要な疑義を生じさせるような事象若しくは状況が識別された場合、適用される財務報告の枠組みに基づいて財務諸表に開示される</u> 	(新 設)

新	旧
情報。(監査基準委員会報告書570「継続企業」第18項及び第19項参照)	
<p>A87. 第17項で求められている財務報告に関連する情報システムの理解の範囲は、監査人の職業的専門家としての判断に基づいて決定される事項である。財務諸表に開示される情報には総勘定元帳や補助元帳からだけではなく、それ以外から得られる情報も含まれるため、監査人が理解すべき財務報告に関連する情報システムには、総勘定元帳や補助元帳以外の情報システムのうち、注記事項に関連する部分が含まれる。例えば、企業の財務諸表の特定の金額又は開示（例えば、信用リスク、流動性リスク及び市場リスク）は企業のリスク管理システムから得られる情報に基づく場合がある。しかしながら、監査人はリスク管理システムの全てを理解することまでは求められておらず、どこまで理解する必要があるかを定めるのは職業的専門家としての判断による。</p>	(新 設)
《仕訳入力》	《仕訳入力》
<p>A88. 一般に、企業の情報システムにおいて、販売、購買及び支払といった経常的な取引を帳簿に記録するために、又は売掛債権の回収不能見積額の見直しのような経営者が定期的に行う会計上の見積りを記録するために、反復して必要とされる定型的な仕訳が<input type="text"/>入力される。</p>	<p>A78. 一般に、企業の情報システムには、販売、購買及び支払といった経常的な取引を帳簿に記録するため、又は売掛債権の回収不能見積額の見直しのような経営者が定期的に行う会計上の見積りを記録するために、反復して必要とされる定型的な仕訳<input type="text"/>入力が含まれる。</p>
A89. (省 略)	A79. (省 略)
《関連する業務プロセス》	《関連する業務プロセス》
A90. (省 略)	A80. (省 略)
《小規模企業に特有の考慮事項》	《小規模企業に特有の考慮事項》
<p>A91. 小規模企業の財務報告に関連する情報システム（総勘定元帳や補助元帳だけでなく、それ以外の情報システムのうち注記事項に関連する部分を含む。）と関連する業務プロセスは、大規模企業よりも精緻でないことがあるが、これらの役割は同様に重要である。</p> <p>経営者が積極的に関与する小規模企業では、広範囲にわたる会計手続の記述、精緻な会計記録、又は文書による方針を必要としないことがある。</p>	<p>A81. 小規模企業の財務報告に関連する情報システムと関連する業務プロセスは、大規模企業よりも精緻でないことがあるが、これらの役割は同様に重要である。</p> <p>経営者が積極的に関与する小規模企業では、広範囲にわたる会計手続の記述、精緻な会計記録、又は文書による方針を必要としないことがある。</p>

新	旧
したがって、小規模企業の監査では、 <u>財務報告に関連する企業の情報</u> システムの理解は、通常容易であり、書類や文書の査閲より質問で行われることが多い。ただし、企業のシステムとプロセスを理解することは重要である。	したがって、小規模企業の監査では、 <u>企業のシステムとプロセス</u> の理解は、通常容易であり、書類や文書の査閲より質問で行われることが多い。ただし、企業のシステムとプロセスを理解することは重要である。
《伝達》(第18項参照)	《伝達》(第18項参照)
A92. (省 略)	A82. (省 略)
《小規模企業に特有の考慮事項》	《小規模企業に特有の考慮事項》
A93. (省 略)	A83. (省 略)
《(7) 内部統制の構成要素－統制活動》(第19項参照)	《(7) 内部統制の構成要素－統制活動》(第19項参照)
A94－A96. (省 略)	A84－A86. (省 略)
A97. 監査人は、重要な虚偽表示リスクの程度が高いと判断する領域に対応する統制活動の識別と理解を重視する場合がある。複数の統制活動が、同一の目的の達成に寄与するような場合には、その目的に関連する <u>全ての</u> 統制活動それぞれを理解する必要はない。	A87. 監査人は、重要な虚偽表示リスクの程度が高いと判断する領域に対応する統制活動の識別と理解を重視する場合がある。複数の統制活動が、同一の目的の達成に寄与するような場合には、その目的に関連する統制活動それぞれを理解する必要はない。
A98. 監査に関連する統制活動には、勘定残高や取引に関連する重要な虚偽表示リスクに対応する統制活動に加え、適用される財務報告の枠組みに準拠して注記を適切に行うための統制活動を含むことがある。そのような統制活動は、総勘定元帳や補助元帳以外から入手した財務諸表に含まれる情報に関連することがある。	(新 設)
A99. (省 略)	A88. (省 略)
《小規模企業に特有の考慮事項》	《小規模企業に特有の考慮事項》
A100－A101. (省 略)	A89－A90. (省 略)
《ITに起因するリスク》(第20項参照)	《ITに起因するリスク》(第20項参照)
A102－A104. (省 略)	A91－A93. (省 略)
《(8) 内部統制の構成要素－監視活動》(第21項参照)	《(8) 内部統制の構成要素－監視活動》(第21項参照)
A105－A106. (省 略)	A94－A95. (省 略)

新	旧
《小規模企業に特有の考慮事項》	《小規模企業に特有の考慮事項》
A107. (省 略)	A96. (省 略)
《内部監査機能》(第22項参照)	《内部監査機能》(第22項参照)
A108. <u>企業が内部監査機能を有する場合、内部監査機能の理解は、内部統制を含む企業及び企業環境を監査人が理解するのに役立つ。特に財務報告に係る内部統制の監視活動における内部監査機能の役割を理解することが重要である。また、内部監査機能の理解は、第5項(1)に記載している監査人の質問から得た情報と併せて、監査人が行う重要な虚偽表示リスクの識別及び評価に直接関連する情報をもたらす場合がある。</u>	(新 設)
A109. <u>内部監査機能の目的及び範囲並びに責任及び組織上の位置付け(権限及び説明責任を含む。)は様々であり、企業の規模及び構造並びに経営者、取締役会及び監査役等の要請に応じて定まる。これらの事項は、内部監査規程等に定められる場合がある。</u>	A98. <u>内部監査機能の目的、組織内における内部監査機能の責任及び位置付けの内容は多岐にわたり、企業の規模及び構造、並びに経営者及び該当する場合には取締役会及び監査役等の要請により決まる。内部監査機能の責任は、例えば、内部統制の監視活動、リスク管理及び法令の遵守の検討を含むことがある。一方、内部監査機能の責任が、例えば、事業運営の経済性、効率性及び有効性の検討に限定されることがあり、したがって、財務報告に関連しないことがある。</u>
A110. <u>内部監査機能の責任には、経営者、取締役会又は監査役等に保証・助言を提供するため、リスク管理、内部統制及びガバナンス・プロセスのデザイン及び有効性に関する手続の実施及び結果の評価が含まれることがある。そのような場合、内部監査機能は財務報告に関する内部統制の監視活動において重要な役割を担う場合がある。しかしながら、内部監査機能の責任は、事業経営の経済性、有効性及び効率性の評価に限定されている場合があり、そのような場合には、内部監査人の作業は企業の財務報告に直接関連しないことがある。</u>	(新 設)
A111. <u>第5項(1)に従った内部監査に従事する適切な者に対する監査人の質問は、監査人による内部監査機能の責任の理解に役立つ。内部監査機能の責任が企業の財務報告に関連していると監査人が判断する場合、監査人</u>	A99. <u>内部監査機能の責任の内容が財務報告に関連する場合、監査人が内部監査機能により実施された又は実施される予定の業務を考慮する際には、内部監査の計画があればその検討と、当該計画についての内部監査人との</u>

新	旧
<p>は、<u>監査対象期間の内部監査計画の査閲や、内部監査に従事する適切な者に対する追加的な質問により、内部監査人が実施した又は実施する予定の活動について理解を深めることがある。</u></p>	<p><u>討議を含むことがある。</u></p>
<p>A112. <u>内部監査機能の責任や活動が企業の財務報告に関連する場合、監査人は、監査証拠の入手に当たり、監査人自らが実施する監査手続の種類若しくは時期を変更するか、又は範囲を縮小するために、内部監査人の作業を利用できる場合がある。例えば、過去の監査やリスク評価手続により、企業規模と企業の事業内容に見合った適切な内部監査体制が整備されており、かつ内部監査人が取締役会又は監査役等に直接報告するように位置付けられていると考えられる場合、監査人は、当該企業の内部監査人の作業を利用できる可能性が高い。</u></p>	<p>A97. <u>内部監査機能の責任及び活動の内容が財務報告に関連する場合、当該内部監査機能は監査に関連する可能性があり、監査人は実施する監査手続の種類若しくは時期を変更するか又は範囲を縮小するために、内部監査機能が監査に関連する可能性があると判断する場合には、監査基準委員会報告書610が適用される。</u></p>
<p>A113. <u>内部監査機能に対する監査人の予備的な理解に基づき、監査人が実施する監査手続の種類若しくは時期を変更するか、又は範囲を縮小するために内部監査人の作業を利用する予定である場合、監査基準委員会報告書610が適用される。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>A114. <u>内部監査機能の活動は、財務報告に関連し得る他の監視活動(例えば、企業が虚偽表示を防止又は発見することに役立つように設計された会計情報の管理者による査閲等)とは区別される。(監基報610のA3項参照)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>A115. <u>監査の初期段階から監査期間を通じた内部監査に従事する適切な者との継続的なコミュニケーションは、効果的な情報共有を促進する。それにより、内部監査人が把握した重要な事項のうち、監査人の作業に影響を与える可能性がある情報が監査人に提供される関係が構築される。また、監査期間を通じた内部監査人とのコミュニケーションによって、監査証拠として利用する記録や証憑書類又は質問に対する回答の信頼性に疑念を抱かせるような情報を、内部監査人が監査人に伝達する機会がもたらされる。監査人は、重要な虚偽表示リスクの識別及び評価の際に、そのような情報を考慮することが可能となる。監査基準委員会報告書200「財務諸表</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p>監査における総括的な目的」は、そのような情報について注意を払うことを含め、監査人が職業的懐疑心を保持して監査を計画し実施することの重要性について記載している。</p>	
<p>《監視活動に利用されている情報の情報源》（第23項参照）</p>	<p>《監視活動に利用されている情報の情報源》（第23項参照）</p>
<p>A116. (省 略)</p>	<p>A100. (省 略)</p>
<p>《3. 重要な虚偽表示リスクの識別と評価》</p>	<p>《3. 重要な虚偽表示リスクの識別と評価》</p>
<p>《(1) 財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクの評価》（第24項(1)参照）</p>	<p>《(1) 財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクの評価》（第24項(1)参照）</p>
<p>A117. 財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクは、財務諸表全体に広く関わりがあり、アサーションの多くに潜在的に影響を及ぼす。当該リスクは、アサーション・レベル、すなわち、取引種類、勘定残高及び注記事項における特定のアサーションと必ずしも結び付けられるものではない。むしろ、経営者による内部統制の無効化のように、アサーション・レベルにおける重要な虚偽表示リスクを高めることがある状況を意味する。</p> <p>また、財務諸表全体レベルのリスクは、不正による重要な虚偽表示リスクに関する監査人の検討に特に関連することがある。</p>	<p>A101. 財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクは、財務諸表全体に広くかかわりがあり、アサーションの多くに潜在的に影響を及ぼす。当該リスクは、アサーション・レベル、すなわち、取引種類、勘定残高、開示等における特定のアサーションと必ずしも結び付けられるものではない。むしろ、経営者による内部統制の無効化のように、アサーション・レベルにおける重要な虚偽表示リスクを高めることがある状況を意味する。</p> <p>また、財務諸表全体レベルのリスクは、不正による重要な虚偽表示リスクに関する監査人の検討に特に関連することがある。</p>
<p>A118. 財務諸表全体レベルのリスクは、経済状況の悪化などの要因に基づいて生じる場合もあるが、特に不備のある統制環境に起因して生じることがある。例えば、経営者としての資質に欠ける、又は財務諸表の作成に対する監視に不備があるというような問題は、財務諸表に広範な影響を及ぼすものであり、監査人による全般的な対応が必要となることがある。</p>	<p>A102. 財務諸表全体レベルのリスクは、経済状況の悪化などの要因に基づいて生じる場合もあるが、特に不備のある統制環境に起因して生じることがある。例えば、経営者としての資質に欠けるというような問題は、財務諸表に広範な影響を及ぼすものであり、監査人による全般的な対応が必要となることがある。</p>
<p>A119-A120. (省 略)</p>	<p>A103-A104. (省 略)</p>
<p>《(2) アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクの評価》（第24項(2)参照）</p>	<p>《(2) アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクの評価》（第24項(2)参照）</p>
<p>A121. (省 略)</p>	<p>A105. (省 略)</p>

新	旧
<p>《(3) アサーションの利用》</p>	<p>《(3) アサーションの利用》</p>
<p>A122. 適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を提示することにより、経営者は、明示的か否かにかかわらず、<u>取引種類や会計事象、勘定残高及び注記事項の認識、測定並びに表示</u>について表明を行っている。</p>	<p>A106. 適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を提示することにより、経営者は、明示的か否かにかかわらず、<u>関連する開示を含めた財務諸表の各構成要素の認識、測定、表示及び開示</u>について表明を行っている。</p>
<p>A123. 監査人は、<u>A124項(1)及び(2)のアサーション</u>をそのまま利用することもあれば、<u>同項の全てを検討した上で、同項と異なる組合せや表現にすることも</u>ある。例えば、監査人は、ある局面においては、<u>勘定残高及び関連する注記事項に係るアサーションと取引種類や会計事象及び関連する注記事項に係るアサーションを組み合わせ</u>て、一つのアサーションとして設定することがある。</p>	<p>A108. 監査人は、<u>前項のアサーション</u>をそのまま利用することもあれば、<u>前項の全てを検討した上で、前項と異なる組合せや表現にすることも</u>ある。例えば、監査人は、ある局面においては、<u>勘定残高に係るアサーションと取引種類や会計事象に係るアサーションを組み合わせ</u>て、一つのアサーションとして設定することがある。</p>
<p>《<u>取引種類、勘定残高及び関連する注記事項に係るアサーション</u>》</p>	<p>(新 設)</p>
<p>A124. 発生する可能性のある様々な種類の潜在的な虚偽表示を考慮する際に監査人が利用するアサーションは、以下の区分に分類される。</p> <p>(1) 監査対象期間の取引種類と会計事象及び<u>関連する注記事項</u>に係るアサーション</p> <p>① 発生 記録<u>又は注記</u>された取引や会計事象が発生し、<u>当該取引や会計事象が企業に関係していること。</u></p> <p>② 網羅性 記録すべき取引や会計事象が全て記録されていること、<u>及び財務諸表に関連する注記事項が全て含まれていること。</u></p> <p>③ 正確性 記録された取引や会計事象に関する金額や他のデータが正確に記録されていること、<u>及び関連する注記事項に含まれる金額の測定及び記述が適切であること。</u></p> <p>④ 期間帰属 取引や会計事象が正しい会計期間に記録されていること。</p>	<p>A107. 発生する可能性のある様々な種類の潜在的な虚偽表示を考慮する<u>ため</u>に監査人が利用するアサーションは、以下の<u>三つの</u>区分に分類される。</p> <p>(1) 監査対象期間の取引種類と会計事象に係るアサーション</p> <p>① 発生 記録された取引や会計事象が発生し企業に関係していること</p> <p>② 網羅性 記録すべき取引や会計事象が全て記録されていること</p> <p>③ 正確性 記録された取引や会計事象に関する金額や他のデータが正確に記録されていること</p> <p>④ 期間帰属 取引や会計事象が正しい会計期間に記録されていること</p>

新	旧
<p>⑤ 分類の妥当性 取引や会計事象が適切な勘定科目に記録されていること。</p> <p>⑥ 表示及び注記 取引及び会計事象が適切に集計又は細分化され、明瞭に記述されていること、並びに適用される財務報告の枠組みに照らして、関連する注記事項が目的適合性を有し、理解しやすいこと。</p> <p>(2) 期末の勘定残高及び関連する注記事項に係るアサーション</p> <p>① 実在性 資産、負債及び純資産が実際に存在すること。</p> <p>② 権利と義務 企業は資産の権利を保有又は支配していること。また、負債は企業の義務であること。</p> <p>③ 網羅性 記録すべき資産、負債及び純資産が全て記録されていること並びに財務諸表に関連する注記事項が全て含まれていること。</p> <p>④ 評価と期間配分 資産、負債及び純資産が適切な金額で財務諸表に計上され、評価の結果又は期間配分調整が適切に記録されていること、並びに関連する注記事項に含まれる金額の測定及び記述が適切であること。</p> <p>⑤ 分類の妥当性 資産、負債及び純資産が適切な勘定科目に記録されていること。</p> <p>⑥ 表示及び注記 資産、負債及び純資産が適切に集計又は細分化され、明瞭に記述されていること、並びに適用される財務報告の枠組みに照らして、関連する注記事項が目的適合性を有し、理解しやすいこと。</p>	<p>⑤ 分類の妥当性 取引や会計事象が適切な勘定科目に記録されていること</p> <p>(2) 期末の勘定残高に係るアサーション</p> <p>① 実在性 資産、負債及び純資産が実際に存在すること</p> <p>② 権利と義務 企業は資産の権利を保有又は支配していること。また、負債は企業の義務であること</p> <p>③ 網羅性 記録すべき資産、負債及び純資産が全て記録されていること</p> <p>④ 評価と期間配分 資産、負債及び純資産が適切な金額で財務諸表に計上され、評価の結果又は期間配分調整が適切に記録されていること</p> <p>(3) 表示と開示に係るアサーション</p> <p>① 発生及び権利と義務</p>

新	旧
	<p>開示されている取引、会計事象及びその他の事項が発生し企業に関係していること</p> <p>② 網羅性 財務諸表に開示すべき事項が全て開示されていること</p> <p>③ 分類と明瞭性 財務情報が適切に表示され開示が明瞭であること</p> <p>④ 正確性と評価 財務情報及びその他の情報が適正かつ適切な額で開示されていること</p>
<p>《その他の注記事項に係るアサーション》</p>	<p>(新 設)</p>
<p>A125. A124項(1)及び(2)に規定するアサーションは、状況に応じて、取引種類、会計事象又は勘定残高に直接関連しない注記事項において発生する可能性のある様々な種類の潜在的な虚偽表示を考慮する際に利用されることがある。これらの注記事項には、例えば、金融商品から生じるリスクについて、リスクに対するエクスポージャー及び当該リスクがどのように生じるのか、リスク管理の目的、方針及び手続、並びにリスクを測定するために用いている方法等に関する注記事項が該当する。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>《(4) 重要な虚偽表示リスクの識別のプロセス》 (第25項(1)参照)</p>	<p>《(4) 重要な虚偽表示リスクの識別のプロセス》 (第25項(1)参照)</p>
<p>A126. 内部統制のデザインを評価し、業務に適用されているかどうかを決定する際に入手した監査証拠を含め、リスク評価手続を実施して入手した情報は、リスク評価を裏付ける監査証拠として使用される。リスク評価結果に基づいて、リスク対応手続の種類、時期及び範囲が決定される。監査人は、監査基準委員会報告書200第14項に従って、職業的懐疑心を保持及び発揮して、財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別する。</p>	<p>A109. 内部統制のデザインを評価し、業務に適用されているかどうかを決定する際に入手した監査証拠を含め、リスク評価手続を実施して入手した情報は、リスク評価を裏付ける監査証拠として使用される。リスク評価結果に基づいて、リスク対応手続の種類、時期及び範囲が決定される。</p>
<p>A127. 付録2は、注記事項に関連するものを含む、重要な虚偽表示リスクの存在を示すことがある状況と事象を例示している。</p>	<p>A110. 付録2は、重要な虚偽表示リスクの存在を示すことがある状況と事象を例示している。</p>

新	旧
<p>A128. <u>監査基準委員会報告書320のA1項で説明しているとおり、取引種類、勘定残高及び注記事項に関する重要な虚偽表示リスクの識別及び評価において、監査人は重要性和監査リスクを考慮する。監査人の重要性の決定は、職業的専門家としての判断事項であり、財務諸表の利用者の財務情報に対するニーズについての監査人の認識によって影響を受ける。</u></p>	(新 設)
<p>A129. <u>財務諸表の注記事項に関するリスクを識別する際、監査人は、定性的及び定量的な注記事項の双方について、重要となり得る虚偽表示（一般的には、虚偽表示は、財務諸表全体を基礎として形成される財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に重要性があると判断される。）を検討する。企業や監査業務の状況によって異なるが、例えば、重要な虚偽表示リスクを評価する際に関連する可能性がある定性的な注記事項には以下が含まれる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>財政状態の悪化時における、企業の流動性や借入に係る財務制限条項</u> ・ <u>減損損失を認識することとなった事象又は状況</u> ・ <u>見積りの不確実性の主な原因（将来事象に関する仮定を含む。）</u> ・ <u>適用される財務報告の枠組みにより注記が要求される会計方針の変更の内容及び他の関連する注記事項（例えば、未適用の新しい財務報告の基準が企業の財政状態や経営成績に重要な影響を及ぼすことが予想される場合）</u> ・ <u>株式に基づく報酬契約（費用として認識した金額等の算定方法に関する情報や関連する他の注記事項を含む。）</u> ・ <u>関連当事者及び関連当事者取引</u> ・ <u>会計上の見積りに関連する感応度分析（計上又は注記された金額の測定の不確実性を利用者が理解するために記載された、企業の評価技法に使用されている仮定の変更の影響に関する注記事項を含む。）</u> 	(新 設)
<p><u>《小規模企業に特有の考慮事項》</u></p>	(新 設)
<p>A130. <u>小規模企業の財務諸表の注記事項は、それほど詳細ではなく、又は複</u></p>	(新 設)

新	旧
<p>雑ではない場合がある（例えば、一部の財務報告の枠組みでは、小規模企業に対して、財務諸表の注記事項の簡素化が容認されている。）。しかしながら、これは、注記事項に関連する内部統制を含む企業及び企業環境を理解する監査人の責任を軽減するものではない。</p>	
<p>《(5) 内部統制とアサーションの関連》（第25項(3)参照）</p>	<p>《(5) 内部統制とアサーションの関連》（第25項(3)参照）</p>
<p>A131-A133. (省 略)</p>	<p>A111-A113. (省 略)</p>
<p>《重要な虚偽表示》</p>	<p>(新 設)</p>
<p>A134. 注記事項を含む財務諸表における潜在的な虚偽表示は、その大きさのほか、内容又は状況に基づいて重要であるかどうか判断される。(第25項(4)参照)</p>	<p>(新 設)</p>
<p>《(6) 特別な検討を必要とするリスク》</p>	<p>《(6) 特別な検討を必要とするリスク》</p>
<p>《特別な検討を必要とするリスクの識別》(第27項参照)</p>	<p>《特別な検討を必要とするリスクの識別》(第27項参照)</p>
<p>A135-A138. (省 略)</p>	<p>A114-A117. (省 略)</p>
<p>《不正による重要な虚偽表示リスクに係る特別な検討を必要とするリスク》</p>	<p>《不正による重要な虚偽表示リスクに係る特別な検討を必要とするリスク》</p>
<p>A139. (省 略)</p>	<p>A118. (省 略)</p>
<p>《特別な検討を必要とするリスクに係る内部統制の理解》(第28項参照)</p>	<p>《特別な検討を必要とするリスクに係る内部統制の理解》(第28項参照)</p>
<p>A140-A142. (省 略)</p>	<p>A119-A121. (省 略)</p>
<p>《(7) 実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠を入手できないリスク》(第29項参照)</p>	<p>《(7) 実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠を入手できないリスク》(第29項参照)</p>
<p>A143-A145. (省 略)</p>	<p>A122-A124. (省 略)</p>
<p>《(8) リスク評価の修正》(第30項参照)</p>	<p>《(8) リスク評価の修正》(第30項参照)</p>
<p>A146. (省 略)</p>	<p>A125. (省 略)</p>
<p>《4. 監査調書》(第31項参照)</p>	<p>《4. 監査調書》(第31項参照)</p>
<p>A147-A150. (省 略)</p>	<p>A126-A120. (省 略)</p>

新	旧
<p>《Ⅳ 適用》</p> <ul style="list-style-type: none"> 本報告書（<u>2011年</u>12月22日）は、<u>2012年</u>4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 本報告書（<u>2015年</u>5月29日）は、<u>2015年</u>4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 本報告書（<u>2019年</u>6月12日）は、<u>2020年</u>4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。ただし、<u>2019年</u>4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から早期適用することができる。 	<p>《Ⅳ 適用》</p> <ul style="list-style-type: none"> 本報告書（<u>平成23年</u>12月22日）は、<u>平成24年</u>4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 本報告書（<u>平成27年</u>5月29日）は、<u>平成27年</u>4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。
<p>《付録1 内部統制の構成要素》（A56項参照）</p>	<p>《付録1 内部統制の構成要素》（A49項参照）</p>
<p>本付録は、第3項(4)、第13項から第24項、<u>A72項</u>から<u>A116項</u>に記載している内部統制の構成要素を<u>更</u>に解説している。</p>	<p>本付録は、第3項(4)、第13項から第24項、<u>A65項</u>から<u>A100項</u>に記載している内部統制の構成要素を<u>さら</u>に解説している。</p>
<p>《1. 統制環境》</p>	<p>《1. 統制環境》</p>
<p>1. 統制環境には、以下の各要素が含まれる。</p> <p>(1)及び(2) (省 略)</p> <p>(3) 取締役会<u>及び</u>監査役等の参画 企業の内部統制に対する意識は、取締役会<u>及び</u>監査役等により著しく影響される。取締役会<u>及び</u>監査役等の責任の重要性は、行動規範及びその他の法令、並びに取締役や監査役等の便宜のために作成された指針等で認識されている。 取締役会や監査役等のその他の責任には、内部通報制度の整備や有効な運用及び企業の内部統制の有効性を検討するプロセスを監視することも含まれる。</p> <p>(4)～(7) (省 略)</p>	<p>1. 統制環境には、以下の各要素が含まれる。</p> <p>(1)及び(2) (省 略)</p> <p>(3) 取締役会<u>や</u>監査役等の参画 企業の内部統制に対する意識は、取締役会<u>や</u>監査役等により著しく影響される。取締役会<u>や</u>監査役等の責任の重要性は、行動規範及びその他の法令、並びに取締役や監査役等の便宜のために作成された指針等で認識されている。 取締役会や監査役等のその他の責任には、内部通報制度の整備や有効な運用及び企業の内部統制の有効性を検討するプロセスを監視することも含まれる。</p> <p>(4)～(7) (省 略)</p>

新	旧
《2. 企業のリスク評価プロセス》	《2. 企業のリスク評価プロセス》
(省 略)	(省 略)
《3. 財務報告に関連する情報システム（関連する業務プロセスを含む。）と伝達》	《3. 財務報告に関連する情報システム（関連する業務プロセスを含む。）と伝達》
(省 略)	(省 略)
《4. 統制活動》	《4. 統制活動》
(省 略)	(省 略)
《5. 監視活動》	《5. 監視活動》
<p>10. 継続して内部統制を確立し維持することは、経営者の重要な責務である。経営者による監視活動には、内部統制が意図したとおりに運用されているかどうか、及び状況の変化に対して適切な修正が行われているかについての検討が含まれる。</p> <p>監視活動には、銀行勘定調整表が適時に作成されているかどうかについての管理者による査閲、営業部門の販売契約の条件に関する企業の方針の遵守についての内部監査人による評価、又は企業倫理や企業行動指針についての法務部門による監視が含まれる場合もある。</p> <p>監視は、内部統制が期間を通じて継続的に有効であるかどうかを確かめるために実施される。例えば、銀行勘定調整表が適時に網羅的に作成されているかどうかの監視が行われていない場合には、担当者は作成自体を中止してしまうこともある。</p>	<p>10. 継続して内部統制を確立し維持することは、経営者の重要な責務である。経営者による監視活動には、内部統制が意図したとおりに運用されているかどうか、及び状況の変化に対して適切な修正が行われているかについての検討が含まれる。</p> <p>監視活動には、銀行勘定調整表が適時に作成されているかどうかについての管理者による査閲、営業部門の販売契約の条件に関する企業の方針の遵守についての内部監査部門による評価、又は企業倫理や企業行動指針についての法務部門による監視が含まれる場合もある。</p> <p>監視は、内部統制が期間を通じて継続的に有効であるかどうかを確かめるために実施される。例えば、銀行勘定調整表が適時に網羅的に作成されているかどうかの監視が行われていない場合には、担当者は作成自体を中止してしまうこともある。</p>
<p>11. <u>内部監査人又は内部監査人が実施する手続と同様の手続を実施している者は</u>、独立的評価を通じて企業の内部統制の監視に貢献していることがある。</p> <p>通常、<u>内部監査人又は内部監査人が実施する手続と同様の手続を実施している者は</u>、内部統制の有効性を評価することに焦点を合わせ、内部統制の機能についての情報を定期的に提供し、内部統制の強さと不備及びその改善勧告を伝達する。</p>	<p>11. <u>内部監査部門又は同様の機能を果たす者は</u>、独立的評価を通じて企業の内部統制の監視に貢献していることがある。</p> <p>通常、<u>内部監査部門又は同様の機能を果たす者は</u>、内部統制の有効性を評価することに焦点を合わせ、内部統制の機能についての情報を定期的に提供し、内部統制の強さと不備及びその改善勧告を伝達する。</p>

新	旧
(省 略)	(省 略)
<p>《付録2 重要な虚偽表示リスクを示唆する状況と事象》(A38項及びA127項参照)</p>	<p>《付録2 重要な虚偽表示リスクを示唆する状況と事象》(A31項及びA110項参照)</p>
<p>本付録は、財務諸表における重要な虚偽表示リスクの存在を示唆する状況と事象の例示である。以下の例示は、多くの監査業務に該当する一般的な状況と事象を包含しているが、全てがあらゆる監査業務に関連しているとは限らず、また、例示は必ずしも網羅的なものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的に不安定な地域における事業運営（例えば、重大な通貨切下げや高いインフレーション経済にある国々） ・ 市場の不安定性に晒されている事業運営（例えば、先物取引） ・ 非常に複雑な規制を受ける事業運営 ・ 重要な顧客喪失等による事業継続と流動性の問題 ・ 資金調達に関する制約 ・ 企業が事業運営している産業の変化 ・ サプライチェーンの変更 ・ 新製品や新サービスの開発若しくは提供又は新規事業への参入 ・ 新地域への拡大 ・ 大規模な買収若しくは組織変更又はその他の通例でない事象のような企業の変化 ・ 売却の可能性のある関係会社又は事業セグメントの存在 ・ 複雑な業務提携及び合併企業の存在 ・ オフバランス化、特別目的事業体及びその他の複雑な財務上の契約の利用 ・ 関連当事者との重要な取引 ・ 適切な会計と財務報告の技能を持った人材の欠如 ・ 主要な役員の退任を含む重要な人事異動 ・ 特に経営者が対応していない内部統制の不備 	<p>本付録は、重要な虚偽表示リスクの存在を示唆する状況と事象の例示である。以下の例示は、多くの監査業務に該当する一般的な状況と事象を包含しているが、全てがあらゆる監査業務に関連しているとは限らず、また例示は必ずしも網羅的なものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的に不安定な地域における事業運営（例えば、重大な通貨切下げや高いインフレーション経済にある国々） ・ 市場の不安定性に晒されている事業運営（例えば、先物取引） ・ 非常に複雑な規制を受ける事業運営 ・ 重要な顧客喪失等による事業継続と流動性の問題 ・ 資金調達に関する制約 ・ 企業が事業運営している産業の変化 ・ サプライチェーンの変更 ・ 新製品や新サービスの開発若しくは提供又は新規事業への参入 ・ 新地域への拡大 ・ 大規模な買収若しくは組織変更又はその他の通例でない事象のような企業の変化 ・ 売却の可能性のある関係会社又は事業セグメントの存在 ・ 複雑な業務提携及び合併企業の存在 ・ オフバランス化、特別目的事業体及びその他の複雑な財務上の契約の利用 ・ 関連当事者との重要な取引 ・ 適切な会計と財務報告の技能を持った人材の欠如 ・ 主要な役員の退任を含む重要な人事異動 ・ 特に経営者が対応していない内部統制の不備

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の I T 戦略と事業戦略との間の不整合 ・ I T 環境の変化 ・ 財務報告に係る重要な新規 I T システムの導入 ・ 企業の事業運営又は経営成績についての規制当局等からの問合せ ・ 過去の虚偽表示、誤謬の履歴又は期末の重要な修正 ・ 期末の関係会社間取引及び巨額の収益計上を含む非定型的又は機械的に処理されない重要な取引 ・ 借入金の借換え、資産の売却予定及び市場性のある有価証券の分類のような経営者の意思に基づいて記録される取引 ・ 新しい会計基準の適用 ・ 複雑な計算プロセスを必要とする会計上の測定 ・ 会計上の見積り及び関連する注記事項に係る重要な測定の不確実性を伴う事象又は取引 ・ <u>重要な情報が省略されているか、又は不明瞭な注記事項</u> ・ 係争中の訴訟と偶発債務（例えば、製品保証、保証債務、環境改善） <p style="text-align: right;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の I T 戦略と事業戦略との間の不整合 ・ I T 環境の変化 ・ 財務報告に係る重要な新規 I T システムの導入 ・ 企業の事業運営又は経営成績についての規制当局等からの問合せ ・ 過去の虚偽表示、誤謬の履歴、又は期末の重要な修正 ・ 期末の関係会社間取引及び巨額の収益計上を含む非定型的又は機械的に処理されない重要な取引 ・ 借入金の借換え、資産の売却予定及び市場性ある有価証券の分類のような経営者の意思に基づいて記録される取引 ・ 新しい会計基準の適用 ・ 複雑な計算プロセスを必要とする会計上の測定 ・ 会計上の見積り等の重要な測定の不確実性に関する事象又は取引 ・ 係争中の訴訟と偶発債務（例えば、製品保証、保証債務、環境改善） <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上